

錦監第 44 号

令和5年8月23日

錦江町長 新田 敏郎 殿

錦江町監査委員 中 村 貢

同 厚ヶ瀬 博文



令和4年度健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和4年度健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 4 年度

錦江町財政健全化判断比率等審査意見書

錦江町監査委員

令和4年度錦江町財政健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

令和4年度 実質赤字比率

(一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)

令和4年度 連結実質赤字比率

(全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)

令和4年度 実質公債費比率

(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)

令和4年度 将来負担比率

(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和4年度 簡易水道事業会計の資金不足比率

(資金不足額の事業規模に対する比率)

令和4年度 農業集落排水事業会計の資金不足比率

上記各事業会計の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査年月日

令和5年8月2日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び各企業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料と照合、関係者の意見を聴取し実施した。

4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正な数値であることを確認し、前年度に引続き財政の健全化が図られていることを確認した。

しかしながら農業集落排水事業特別会計の資金不足比率については、一時的なものではあるものの資金不足が発生している。事業収入が少額のため、歳入のほとんどを繰入金等に依存している事業会計であるので、細心の注意を払いその事業運営

記

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (なし)	15%	20%
連結実質赤字比率	— (なし)	20%	30%
実質公債費比率	6.10%	25%	35%
将来負担比率	— (なし)	350%	—

事業名	令和4年度資金不足比率	経営健全化基準	財政再生基準
簡易水道事業	— (なし)	20%	—
農業集落排水事業	45%	20%	—